

令和7年 10月定例

教育委員会会議 議事録

令和7年(2025)年10月14日

吹田市教育委員会

## 令和7年10月定例教育委員会会議

開催日時	令和7年(2025年)10月14日 15時30分～16時45分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教育長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委員 福田 知弘 委員 和田 光代 委員 谷池 雅子 委員 杉本 貴志
出席説明員	学校教育部長 井田 一雄 地域教育部長 二宮 清之 教育監 植田 聰 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 須藤 渉 教育未来創生室長 薬師川 晃 保健給食室長 堀 みどり 教育センター所長 木谷 美香 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青少年室長 国本 光弘 教育総務室参事 市川 泉 まなびの支援課長 前田 明子 文化財保護課長 葉山 進 教育総務室主幹 野田 真也 教育総務室主幹 長尾 和樹 まなびの支援課主幹 宮脇 淳 博物館長 高橋 真希 青少年室主幹 前田 隆男 青少年室主幹 宮本 貴至 文化財保護課主査 立岡 宏美

## 議事日程

令和7年10月14日  
午後3時30分開会  
さんくす3番館4階教育委員室

- 第1 報告第 21号 吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について
- 第2 議案第 43号 吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第3 議案第 44号 吹田市立博物館協議会委員の委嘱について
- 第4 議案第 45号 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について
- 第5 議案第 46号 吹田市自然体験交流センター指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について
- 第6 議案第 47号 吹田市立北千里図書館指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について
- 第7 議案第 48号 吹田市北千里地区公民館指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について
- 第8 議案第 49号 令和6年度(2024年度)実施事業 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について
- 第9 教育長報告

## 議事内容

### ○大江慶博教育長

ただいまから、10月定例教育委員会会議を開会いたします。

署名委員に、安達教育長職務代理者を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

### ○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席で、現在の傍聴希望者数は3名でございます。

### ○大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

### ○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可をいたします。

傍聴者の入室を許可いたします。

## － 傍聴者入室、着席 －

### ○大江慶博教育長

次に、本日の日程第1 報告第21号から日程第7 議案第48号までについては、人事案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により秘密会とし、また、議事運営を効率的に行うため、日程第8 議案第49号及び日程第9 教育長報告を最初に行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

### ○大江慶博教育長

異議なしと認め、日程第1 報告第21号か

ら日程第7 議案第48号までについては、人事案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により秘密会とし、また、議事運営を効率的に行うため、日程第8 議案第49号及び日程第9 教育長報告を最初に行う議事順序の変更を決定いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに日程第8 議案第49号「令和6年度(2024年度)実施事業 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

### ○野田真也教育総務室主幹

日程第8 議案第49号「令和6年度(2024年度)実施事業 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」教育総務室より御説明申し上げます。

説明に入ります前に、1点資料の修正をお願いいたします。報告書の裏面、目次を御覧ください。目次の第1ですが「重点課題の計画期間(令和2年度～令和6年度)総括」と記載しておりますが、3ページを御覧いただきますと、表題が第1重点課題の総括となっており、目次名と不一致となっています。3ページの表題について、目次名と合わせる形で修正させていただきます。

それでは、点検・評価報告書(案)について御説明させていただきます。

本報告書案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和6年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育委員会自らが点検・評価を行い、結果をまとめたものでございます。

報告書案の概要でございますが、第2期教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」の体系に沿って、7つの基本方向と3つの重点課題ごとに、指標での評価とともに取組状況と今後の方針性を示しています。

また、令和6年度は、第2期吹田市教育ビジ

ヨンの最終年度に当たることから、重点課題の総括を行いました。意見交換会を実施いたしました。意見交換会での発言要旨については、本報告書に掲載しております。

全体の構成を御説明いたします。

報告書案の1ページを御覧ください。点検・評価報告書の概要といたしまして「報告書の位置づけ」「点検・評価の実施方法」をお示ししております。

2ページは、第2期計画の体系図でございます。7つの基本方向に紐づく28の施策と3つの重点課題が、今回、点検・評価を実施した単位となっております。

3ページから26ページは、第2期教育ビジョンの計画期間が終了したことから、重点課題の総括を行い、取りまとめたものでございます。

また、27ページから32ページは、「重点課題の計画期間の総括に関する報告書案について」をテーマとして、令和7年9月2日に実施しました学識経験者と教育委員会の意見交換会での発言要旨を記載したものでございます。

続きまして、33ページから42ページを御覧ください。こちらは令和6年度に実施した「重点課題」に紐づく取組内容について、担当室課が記載するとともに、指標による評価を実施したものとなります。

続きまして、43ページから70ページを御覧ください。こちらは令和6年度に実施した「基本方向」に紐づく取組内容について、担当室課が記載するとともに、指標による評価を実施したものとなります。

次に71ページから74ページを御覧ください。こちらは、教育委員会の活動状況を記載しております。

最後に75ページ以降につきましては、巻末の参考資料でございます。

以上が報告書案の概要でございます。

本報告書につきましては、本日、御承認いただきましたら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、議会に提

出するとともに、市ホームページで公開を行います。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

### ○大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について、御質問・御意見ございますか。

事務局に確認ですが、昨年度までの点検・評価報告書と若干スタイルを変えたところがあると思うのですが、そのあたりの補足をお願いします。

### ○市川泉教育総務室参事

先ほどの説明の中でも少し触れさせていただきましたが、令和6年度は第2期教育ビジョンの最終年度に当たるということで、重点課題として位置づけた3課題あるのですが、その3つの課題について5年間の総括ということで、それぞれの課題や、今後の方向性を取りまとめさせていただきました。その重点課題の総括につきまして、学識経験者の知見を活用するということで、学識経験者から事務局職員ヒアリングを受けたりですか、また学識経験者と教育委員会の意見交換会を開くなどして、重点課題の総括について御意見を頂戴したり、また報告書案の分かりやすい書き方ですか、そういったところに関しても意見をいただいたところです。そのあたりが昨年度との変更点となっております。

### ○大江慶博教育長

ありがとうございます。ほかに、御質問、御意見よろしいですか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

### ○大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第49号「令和6年度

(2024年度)実施事業 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を承認します。

次に、日程第9 教育長報告を議題とします。各部からの報告事項についてです。

事務局の説明を求めます。まずは、学校教育部長からの報告をお願いします。

### ○井田一雄学校教育部長

学校教育部からは、9月定例市議会についての御報告をさせていただきます。

今回の定例会では、学校教育部から2件の案件を提案しておりましたが、当該案件を含め、本会議等での主な質疑内容について御報告をさせていただきます。

まず初めに、本会議での主な質疑内容についてでございますが、1点目といたしまして、教職員の人事権について御質問をいただきました。質の高い学校教育の実現は、人事権の移譲によらずとも、市独自の教職員研修を行うことで可能となるのではないか。また、教員の働き方改革は本市にとって、重要な取組であり、改革期間の令和11年度までは、人事権移譲は行うべきではないというものでございました。

これに対しましては、教職員人事権を持つことによって、吹田で働きたいと思うモチベーションの高い人材が確保でき、さらに質の高い教育の実現につながる。また、現在教員の働き方改革を通じて、教員が心身ともに充実して働く環境の確保に取り組んでいるところであります。まずは、より多くの教員志望者に吹田で働きたいと思っていただける環境の整備を着実に進めていきたいと答弁をしております。

これに対しまして、質問議員からは、教職員の人事権移譲に人手や財源を割くのではなく、まずは、喫緊の課題である「不登校児童・生徒への支援」や「配慮を要する児童・生徒への支援」の充実に取り組むべきとの意見をいただきました。

2点目は、学校徴収金の取扱いについてでございます。

毎年、多額の余剰金や繰越金が発生し、保護者負担が大きくなっている。また、未納分の業者への支払いについても、適切な会計処理を行うべきであり、早期の公会計化を求める内容の質問でございました。

これに対しましては、保護者負担を軽減すべく適正な徴収に努めるよう学校へ指導するとともに、適切な会計処理を行う。また、学校徴収金の公会計化については、早期実施が必要と認識していると答弁をしております。

3点目は、学校施設の老朽化対策についてでございます。本年8月31日に北山田小学校で給水管損傷による漏水事案が発生したことを受け、老朽化が進む学校施設における給水管の更新・耐震化、並びに建替え計画についての御質問がございました。

これに対しましては、学校施設は災害時に避難所になることも踏まえ、給水管については、大規模な工事等の機会に更新するなど、適切な維持管理に努める。また、建替え計画につきましては、吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画において、令和23年度から建て替えを進めることとなっており、令和12年度を目途に検討を始める必要があると答弁をしております。

4点目は、少人数学級についてでございます。今年度から小学校では35人学級が実施されているが、実際には事実上の少人数学級となっていないとした上で、本年7月の教育委員会会議に提出された「過密教室を解消するための方策を求める請願書」に関して、どのような議論がされたか。また、教育委員の方々は、今年度学校の様子を直接視察等していただいているのかとの質問がございました。

これに対しましては、7月の教育委員会会議では、「本市独自予算での講師配置に関するここと」「支援学級に在籍する児童・生徒の学びの場の適正化に関するここと」「通級による指導の充実・拡充に関するここと」「多様な学びの場の整備に関わること」などの議論があり、教育委員からは、令和8年度から始まる中学校35人

学級の実施に向けての準備、通級指導教室の全校設置に向けての課題や対応、支援を必要とする児童生徒の実態把握の工夫などについて意見が出されている。また、今年度に入り、学習環境など、教育活動の実態把握を目的とし、教育長とともに 31 校を視察しており、請願提出後も 2 校を訪問し、定数を超えた学級を確認していると答弁をしております。

5 点目は、いじめ重大事態に関するもので、このたびの損害賠償訴訟の判決に対する教育委員会の受け止めと、学校への周知について質問がございました。

これに対しましては、校長指導連絡会等において判決内容を周知するとともに、改めていじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいた対応を徹底するよう指導を行った。また、当該事案の結果について振り返り、教訓化することで、今後のいじめ対応の指針とすべきものであると受け止めていると答弁をしております。

最後に 6 点目といたしまして、共同親権（改正民法施行）を見据えた、学校行事の取扱いと保護者対応についての質問がございました。令和 6 年 5 月の共同親権制度の成立を受け、判断の一貫性を確保するためにも、学校ごとの個別対応や校長裁量に委ねるのではなく、市が責任を持って基準等を整え、子供の権利と安全、学校現場の安心を両立させる方針を明確にすべきとの内容でございます。

これに対しましては、行事等への参加については、児童・生徒の意向確認も含め、親権者・非親権者間で協議した結果に基づいて対応しており、児童・生徒の健やかな成長と利益を最優先に協議していただくことが最も大切であると認識している。今後は、共同親権に係る法解釈を学校が正しく理解することで、法が示す「子の利益」が確実に担保されるよう、校長指導連絡会等の機会を捉え、周知に努めていくと答弁をしております。

ただいま申し上げました 6 点以外にも、学校給食のこと、教員の働き方改革に関する

こと、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援に関することなど、幅広い項目について質問がございましたが、時間の都合上、詳細な説明は割愛をさせていただきます。

次に、学校教育部から提案をいたしました 2 つの案件につきまして、御報告させていただきます。

まず初めに、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業計画の一部変更についてでございますが、これは、物価変動に伴い第 5 期工事における設計・施工等のサービス対価を増額するものでございます。本議案に関しましては、本会議での質問、並びに文教市民常任委員会での審査ともなく、原案どおり承認されました。

次に、令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、学校教育部所管分でございますが、これは、小・中学校の電子黒板購入費用に係る財源内訳について、一般財源の一部を地方債に変更するものでございます。本議案に関しましては、本会議での質問はございませんでしたが、予算常任委員会で審査が行われました。委員会では、起債により不要となった市財源の活用方法など数点の質問がございましたが、こちらも原案どおり承認をされております。

学校教育部長からの報告は、以上でございます。

## ○大江慶博教育長

9 月議会での質問の内容及び、提案事項についての結果の報告がありました。何か御質問、御意見ございますか。

## ○安達友基子教育長職務代理者

今、お聞きして確かにそうだと思ったのですが、共同親権が始まります。令和 8 年 5 月までに実施ということになっているはずなので、もうそんなに時間もないのですけど、先週研修会に行ってきました、かなり複雑な内容になっています。まだ少し運用がどういう形になるかっていうのが、裁判所でどういうふうに扱うよう

になるかとかも、法律はもう決まっているのだけど、そこから先の部分、実務でどうするかっていうところは、まだ不確定な部分もあるようなのですから、かなり大変なのでこういう場合は、こういうふうに対応するっていうのを、ちゃんとマニュアルのようにして決めておかないと、多分現場で困ってしまったり、学校によって対応が違って、それがもとでもめたりということになってしまいそうな気がするので、もちろんその子供の意思とかをどういうふうに反映させるかとかも含めて、ちゃんと準備しておいたほうがいいなと思いました。またよかつたら御相談いただけたらと思います。

#### ○植田聰教育監

ありがとうございます。我々も法務省のホームページ等いろいろ見ているのですけれども、今年度末に向けて、今、安達教育長職務代理者のおっしゃったものが出てくると聞いていますので、そういうものを確認しながら、またいろいろ教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

#### ○大江慶博教育長

ほかに御質問、御意見ございませんか。  
よろしいですか。  
では、続いて、教育監から報告をお願いします。

#### ○植田聰教育監

私のほうから大きく2点報告させていただきます。

1点目は、小・中学校の運動会・体育大会の様子、それから全国の学力テストの今年度、制度等が変わった部分の報告をさせていただきます。

まず小学校の運動会、中学校の体育大会開催の件です。コロナのあと、運動会、体育的行事はだいぶ変わりました。その辺りをお話しさせてもらえたならなと思っています。

まず開催の時期なのですが、小学校35校中、

春の開催が13校、秋の開催が22校となっております。中学校では18校中、春が0校、秋が18校となっています。全体では、春13校、秋40校となっている状況です。小学校では、以前は9月末が定番の運動会の月でしたけれども、春の開催が増えています。

これは小学校では、秋に修学旅行、音楽会、陸上大会、校外学習などの行事も多くあるので、校内のほうでその辺りを精選してきたのかなと思っています。

中学校については、春開催が0回となっていますが、これは新学期、新クラスになってから準備する時間が限られる、また、あるいは3年生にとっては、修学旅行もありますし、クラスのまとまりができるから、体育大会を実施したいというような意図もありますし、秋のほうが多いというような状況となっています。

次に、開催の時間帯なのですが、小学校では午前または午後、半日開催が31校、1日開催が5校です。中学校では午前または午後、半日開催が1校で、1日開催が17校となっていますが、短時間で終わるケースが多いです。

大きな理由として、1つは児童・生徒への体力的な負担軽減ということと、熱中症への安全配慮というところが考えられます。

2つ目として、教職員の働き方改革、業務負担軽減というのが狙いと思っています。

また、近年の競技・種目の傾向としましては、安全を重視するという形で、以前のような高いピラミッドやタワーなどの組体操、騎馬戦、ムカデ競争などのけがのリスクが高い演技というのは取りやめる方向になっておりまして、逆に学年での合同ダンス、表現演技、玉入れ等をいろいろ組み合わせた種目など、また子供たちの体力差や運動能力の差があっても参加しやすい、みんなが楽しめるような種目に変わってきたいる状況です。

次に、全国学力テストのお話をさせていただきます。文部科学省のホームページに今年度の調査の特徴が記載されていますので、ここをお話しさせていただきたいと思います。

まず、今年度よりテストの実施形態について、中学校の理科については、CBT（Computer Based Testing）というものが入っています。これは何かというと、コンピュータを使って試験や調査を行う方式で、従来の紙と鉛筆で行う方式とは異なる形となっています。これによって、採点集計の自動化と処理の迅速化、あるいは印刷物等のコストの軽減、そういったものを狙いとしています。今後、ほかの教科でもこのCBT化というのは進めていく予定と聞いております。

次に、児童・生徒質問調査のランダム方式なのですが、これは同じカテゴリーの質問項目群の中から、各児童・生徒に異なる3から4項目をランダムに出題する形式となっています。この方法は1人当たりの回答負担を減らしながら全体としては、より多くの項目を調査できるという利点があります。

なお個別の指導や助言に生かすための設問については、これまでどおり全員に質問をしています。

次に、多様な児童・生徒の状況をより正確に把握するための改善です。文部科学省では、今回、長期欠席の児童・生徒、あるいは障がいのある児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒などの参加状況をより詳しく集計・公表するようにしています。また、配慮を必要とする児童・生徒の対応として、点字版・拡大文字版・ルビ付版などの資材が整備されて、学校外、自宅や教育支援センター、院内学級などでも十分に受験ができるように認められております。

さらに、質問調査の設計においても、家庭環境やICT利用状況など、多様性を前提とし、分析、比較が行いやすい構成になっています。

結果の公表内容及びスケジュールの改善ということで、今年度より公表の仕方を3段階に分けて、速やかに各校にデータが行くようにしています。具体的には第1段階目としては、全国平均の正答率などを公表して、学校ごとの帳票、個人票を配付しました。これは7月14日です。7月31日には、全国データに基づいた

分析結果を公表されました。そして9月30日に、都道府県別の結果をまとめて公表されました。これによって、学校現場では、早い段階で情報収集することができます。具体的には、昨年度でいくと7月29日にデータは来ていましたけれども、本年度は約2週間早くデータをもらっております。

それから最後に、資料にはありませんが、今回の調査から、各教科の男女別の成績が初めて明らかになりました。算数・数学及び理科において、平均正答率に大きな男女差は見られませんでしたが、質問調査で「好き・得意」と答えた割合は、女子が男子を下回りました。文部科学省では、理科は「女子は理系が苦手」といったような社会の無意識の偏見が影響している可能性があると指摘をしています。

それから全国都道府県別の資料について説明させていただきます。国語と算数・数学のみですが、小学校6年生、まず国語ですが、公立の全国平均正答率が67%です。大阪が65%、吹田市は70%となっております。

算数は、公立の全国平均が58%、大阪が58%、吹田市は64%。中学校3年生で言いますと国語が公立の全国平均が54%、大阪府が52%、吹田市は57%です。数学は全国が48%、大阪府は47%、吹田市は56%というような結果でした。参考にしていただければと思います。

最後になりますけれども、来年度の実施日は、4月23日となっています。先ほどお話しいたしましたCBTについては、中学校の英語において実施となります。令和9年度からは、小・中学校全教科において、CBTで実施する予定となっています。

## ○大江慶博教育長

運動会・体育大会と、それから全国学力テストについて報告がありました。何か御意見、御質問ありますか。よろしいですか。

次に、地域教育部長からの報告をお願いします。

## ○二宮清之地域教育部長

それでは、地域教育部からの報告をさせていただきます。

まず、10月1日に閉会しました9月市議会定例会についてございますが、本会議における主な質疑内容につきまして、3点挙げさせていただきます。

1点目は、入室希望児童数が増加し続ける留守家庭児童育成室の対策に関し、今後、更に短期間で大幅に入室希望児童数が増える見込みであり、教室と指導員を確保することが困難と思われることなどから、今回、補正予算案に計上されている民設民営を含め、どのように財源を確保しながら対応していくのか。

2点目は、公共施設の複合化と公民館機能の位置付けに関し、限られた財源の中で持続可能なまちづくりが課題であり、公共施設の複合化による効率性向上が不可欠と考えるが、設置義務のない公民館について、市民センターや図書館、学校等と一体的に整備可能な公民館機能を今後どうしていくのか。

3点目は、二十歳を祝う式典に関し、親族席の利用状況、ゲスト出演の要望と演出に対する意見について、見解はどうか。

以上を趣旨とする質問がされました。

次に、地域教育部から議会に提出などした2つの議案について報告させていただきます。

まず1つ目、議案第79号「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結について」で、議案の概要是、吹田東地区公民館の大規模改修及び昇降機設置工事に係る建築工事の契約を締結するものです。審議結果等につきましては、文教市民常任委員会での審査の対象にはならず、本会議での質問もなく可決されました。

2つ目は、議案第83号「令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）」で、そのうち地域教育部所管分について、2点の事業経費などを計上したものです。

まず、私立幼稚園・認定こども園での放課後児童健全育成事業の実施については、未入室児

童（待機児童）を抑制するための新たな方策として、幼稚園等で育成室を開設するための補助事業を、いわゆる民設民営で実施するために、必要な事業経費となります。

本会議及び文教市民常任委員会での主な質問項目については、待機児童の現状と、今後の需要予測、具体的な待機児童対策解消に向けた計画と数値目標、民設民営型の位置付けとこれまでの施策との整合性、今後の方向性と既存事業との役割分担、利用料金の公平性確保、民設民営事業の方針を含めた実施に至る経過、利用年齢や利用料金などの見直し、受入れを増やす工夫と、見直す工夫の両面から持続可能な制度設計など、以上を趣旨とする質問がありました。

最終的には審議結果等については、予算常任委員会では、今後も同様の取組が広がるよう周知し、適切な補助金の活用を求める意見や、選定過程が不透明で、公平性に欠けるため、今後実施する際には明確にすることを求める意見がありましたが、承認されました。

次に、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）における債務負担行為の追加として、国により要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負代金額を変更によって、設定済みの債務負担行為限度額を超過する金額を新たに加えるものです。審議結果等については、本会議、予算常任委員会とも質問や意見はなく、承認されました。

以上が、9月市議会定例会に関する地域教育部からの報告となります。

最後に、今後、主に開催するイベントとして、「吹田市立博物館秋季特別展」について報告させていただきます。

令和7年（2025年）10月18日土曜日から11月24日月曜日の祝日までの間で、吹田市立博物館で開催いたします。開催内容につきましては、吹田市立博物館の初代館長である西村公朝生誕110年を記念して「西村公朝釈迦十大弟子を彫る」と題して、十大弟子像とともに、構想

に当たり西村公朝が残したデッサンや研究資料なども展示します。合わせて西村公朝の業績を紹介する特設ページを博物館のホームページで公開することを予定しております。

地域教育部からの報告は、以上となります。

#### ○大江慶博教育長

議会での質問、提案の内容、それから今後のイベントについて紹介がありました。何か御質問・御意見ございますか。

よろしいですか。

では、教育長報告を終わります。

ここからは、既に秘密会と決していますので、恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

— 傍聴者退室 —

— 秘密会 —

#### ○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、10月定例教育委員会会議を閉会いたします。